



文書名	<b>RTRS 管理の連鎖基準</b> <b>バージョン 2.2</b>
参考文書	RTRS_ChC_002_V2.2_ENG
日付	2011年3月1日
作成者	<p>ProForest、供給連鎖認証議定書WG、バイオ燃料WG、RTRS事務局。</p> <p>この文書は供給連鎖認証議定書WG、非GMWG、トレーサビリティとマーケットクレームWGのデータをもとに作成されている。</p> <p>この文書は2010年10月20日、理事会メンバーによって是認、認可された。</p> <p>E4techの協力でRTRS技術ユニットによって2018年2月に修正された。</p> <p>理事会メンバーによって2018年4月17日に正式に是認、認可、GAによって2018年5月31日に認可された。</p>

これは公文書である。この文書の内容、またはRTRS基準に関する問い合わせ先:

RTRSの技術ユニット:

[technical.unit@responsiblesoy.org](mailto:technical.unit@responsiblesoy.org)

cc: [info@responsiblesoy.org](mailto:info@responsiblesoy.org)

RTRSの公式言語は英語、スペイン語、ポルトガル語である。しかし同じ文書でバージョンによって内容に相違点がある場合は英語版を参照。



## RTRS 管理の連鎖基準

### I. はじめに

責任のある大豆生産のための円卓会議 (RTRS) は責任のある大豆に関する国際的な集まりである。  
[www.responsiblesoy.org](http://www.responsiblesoy.org).

RTRSの主な目的は「カウンターパート同士が供給連鎖や会話を通じて協力し合い、責任のある大豆生産を促進させる」ことである。

次のような手段を用いてRTRSは目的達成を目指す:

a) 責任のある大豆生産のための基準作成及び責任のある大豆生産の監査に関連する方策の開発。責任のある大豆生産のRTRS基準バージョン1.0は2007年からの2010年にかけて開発され原則、判定基準、指数、ガイダンスで構成されている。これは大豆生産者が責任のある生産方法を導入し、認証団体が農場で監査を行う際に使用する。RTRSによって認可された認証団体によるRTRS認証要件に従って独立した認証されるまではRTRS原則や判定基準に関する声明を公表することはできない。

b) RTRS認証大豆、大豆派製品、大豆製品の管理に関する要件が記載されている管理の連鎖基準には材料の供給とその関連事項が含まれている。RTRS管理の連鎖基準は2010年に開発され、組織大豆の価格連鎖でRTRS認証大豆の監査システム導入を証明するために開発された。RTRSによって認可された認証団体によるRTRS認証要件に従い、認証されるまではRTRS原則や判定基準に関する声明を公表することはできない。

この文書作成に当たり、世界の生産者および供給連鎖に関わる組織間に規模、技術知識、組織の大きな違いがあることを認識した。そのため認証へのアクセスは実用的かつ手ごろな価格ですべての組織が行えるものでなければならない。

### II. ねらい

この文書の内容:

a) 組織のためのRTRS大豆、RTRS非GMO大豆/RTRS非Paraquat大豆、大豆派製品と大豆製品を管理要件

b) 現在有効なRTRS 管理の連鎖システム

*導入日*

この基準は2010年10月20日より有効。

*再検討日*

この基準は導入後1年以内に再検討される。

### III. 前バージョンからの変更点

2011年1月: 数字形式変更、内容は変更なし

2011年3月: 項目Eの追加 (及び関連資料)、重要管理点の定義と番号修正と注B2.1.2の修正。

2011年5月: 項目Eで1年目の保存期間の選択肢を12か月に変更。

2018年2月: 新しい「非OGM」、「非Paraquat」、国の資源バランス項目で再検討

### IV. この文書の使い方

この文書は項目ごとに構成されている。

V 定義は文書全体に適用される。

VI 生産者のための管理の連鎖総合システム要件は生産者にのみ適用される。

VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件は供給連鎖にのみ適用される。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

VIII 項目の要件には大豆生産者と組織に供給連鎖で適用する、様々な管理連鎖システムのオプションが含まれている。これらは複数同時に導入されることもある。管理連鎖の監査は組織が導入した項目のみで行われる。監査された項目は管理連鎖の認証範囲で明記される。この項目はVII供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件でも適用されなければならない。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

### V. 定義

バルク	大豆製品と非大豆製品が同時に同じ農地で栽培されている場所。
CAR	是正措置の依頼。
管理の連鎖認証番号	認証団体によってRTRS管理の連鎖基準に従って監査された組織。
管理の連鎖認証範囲	管理の連鎖監査の一環活動。監査を受けた管理の連鎖システム。
管理の連鎖システム	組織が導入している管理の連鎖の種類。例:マスマランスシステムまたは隔離システム。
企業	現場レベルでの変更点の管理、活動のシステム管理と導入責任を有する組織。法人もこれに含まれ多くは子会社やジョイントベンチャーを持つ。
共同製品と2次産品	生産プロセスの結果生まれた商業価値を持つ製品。例えば、大豆粉や大豆油は製粉工場からでる2次産品である。
重要管理点(CCP)	RTRS認証材料と未認証材料、または異なるRTRS管理の連鎖システムの材料の中で混合または入れ替えのリスクが潜む可能性のあるポイント。
遺伝子組み換え生物 (GMO)	核の体外受精(DNA/RNA)技術及び核酸への直接注射、または分類する核の合併により遺伝物質の組み合わせが行われた生物。遺伝子組み換えは自然物理学的な繁殖方法に代わるものである。伝統的な方法で育てられた生物はGMOに含まれない。
投入材料	大豆、大豆派製品、供給者から送られてくる大豆製品。この投入材料は加工され顧客に供給される。大豆含有製品も含まれる。
材料カウントシステム	RTRS製品のトラッキングを行う際に組織が使用する内部のメカニズム。データベースがその一例。
出力材料	大豆、大豆派製品、顧客へ供給する大豆製品。大豆含有製品も含まれる。
組織	RTRS管理の連鎖システムを導入している団体。
法的所有権	資産や土地に対し法律に施行される権利や肩書。土地所有権、利用権、それらの権利や特典を譲与する権利を含む。
全体的に不適正	単独または複数の不適正項目が集まり大部分が不適正とみなされること。結果的に失敗に陥ることが多い: (a) RTRS判定基準の目標に達成過程、または(b)導入された管理システムので生じることがある。(管理の連鎖のRTRS 認定認証基準A 2.4.5を参照)
不適正が少数派	不適正が定期的、異例、そのインパクトが期間や場所で限定され、RTRS判定基準達成やその他の要件達成の障害にならない場合。(RTRS管理の連鎖の認定認証基準 A 2.4.5を参照)
物理的な場所	境界線が明確な地理的な場所。製品が混合する可能性のある場所。製品



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

が通常他の製品と触れる可能性のある場所であればどこでも混合が起こりうる。

生産者	大豆を生産する団体、農家等。
量	数量または重量で量る材料の量。 船で運ぶ製品は船に乗せるときの重量。
RTRS データ	組織の管理連鎖マネージメント内で管理されるデータ。 最低でもRTRS認証証明と管理連鎖システムのタイプを含む。 その他のRTRSデータには持続可能データ等を含むことも可能。
RTRS 声明	製品がRTRS認証を受けていることを証明する文書。RTRSコミュニケーションと声明方針で示されているようにRTRS声明は団体が使用する管理連鎖システムに応じて異なる。
隔離システム	供給連鎖全体で認証された製品は物理的に非認証製品から隔離される管理の連鎖システム。
持続可能データ	RTRS データの一つで供給連鎖中に扱われるデータ。 供給連鎖で生産者/加工業者のためのRTRS EU RED要件の一部として伝わる情報。例:大豆が栽培された農地の使用法、原産国、供給連鎖に加わった日の情報。またオーガニック、非GMO等製品の品質に関する情報も含まれることもある。 これらの情報は材料カウントシステムに記録され、組織の管理連鎖スコープの中で管理される。



## VI. 生産者のための管理の総合連鎖システム要件

### 1. ねらい

#### 1.1 生産者のための管理の総合連鎖システム要件の適用性

- 1.1.1 生産者のための管理の総合連鎖システム要件は大豆生産者、RTRS 声明をもつ大豆供給団体すべてに適用される。
- 1.1.2 生産者が第三者によって生産された大豆を購入、扱う場合、生産者のための管理の総合連鎖システムではなく、供給連鎖のための管理の総合連鎖システム要件が適用される。

### 2. RTRS 認証材料の扱い方

#### 2.1 製品の識別

- 2.1.1 組織は RTRS 声明付きの大豆を供給する場合、すべての請求書<sup>1</sup>に次の情報が含まれていることを確認しなければならない。:
  - a) 組織情報 (例;名前、住所、その他の情報)
  - b) 顧客情報 (例;名前、住所、その他の情報)
  - c) 請求書発行日
  - d) RTRS または RTRS 非 GMO の情報を含む商品の詳細
  - e) 販売商品数
  - f) 組織の RTRS 管理の連鎖認証番号
- 2.1.2 運搬用の書類が別に発行されている場合は請求書とリンクするための関連書類情報が必要。
- 2.1.3 請求書が製品に添付されていない場合、組織は運搬関連資料に 2.1.1 で挙げた情報を含めなければならない。

#### 2.2 量の統計

- 2.2.1 組織は RTRS 認証大豆の収穫量と供給量の年間統計を作成する必要がある。

#### 2.3 記録

- 2.3.1 組織は RTRS 管理連鎖基準の全体記録を作成、維持、更新しなければならない。
- 2.3.2 組織は購入・販売、研修、生産量の統計を含むすべての情報を記録、維持するシステムを導入しなければならない。RTRS 非 GMO 大豆 (RTRS 非 GMO 項目の生産者のための要件を参照) や国の原料バランスには特別な規則が適用される。記録保有期間は組織ごとに定義されるが少なくとも 5 年間は保存する必要がある。

#### 2.4 RTRS 声明付きの製品の供給

- 2.4.1 RTRS コミュニケーションと声明方針で定められているように、RTRS 認証製品は販売及び輸送書類に適切な RTRS 声明を添付する必要がある。

---

<sup>1</sup> 請求書: 貿易に関するその他の書類を含む



## VII. 供給連鎖の管理の総合連鎖システム要件

### 1 ねらい

#### 1.1 供給連鎖のための管理の総合連鎖システム要件の適用性

- 1.1.1 生産者のための管理の総合連鎖システム要件は大豆を生産し RTRS 声明を持つすべての大豆供給組織に適用される。

### 2 管理連鎖マネージメントシステム

#### 2.1 責任

- 2.1.1 組織は管理連鎖の RTRS 基準の要件達成を目指す責任と全体権力をもつ代表者を選ぶ必要がある。
- 2.1.2 RTRS 管理連鎖基準要件の導入責任をもつスタッフは組織がすべての要件を導入するまでの工程とその導入能力を証明する。
- 2.1.3 認証済みの団体または申請団体が第三者の活動を外注した場合、（例;保管、輸送、またはその他の活動）その下請け会社が要件を満たしていることを保証する。

#### 2.2 作業工程・手順

- 2.2.1 組織は RTRS 管理の連鎖基準要件を網羅する作業工程または手順を確立、導入、維持する。作業工程や手順は組織の規模と内容に従って作成される。
- 2.2.2 組織はそれぞれのプロセス導入に必要な評価、研修の責任者を決めなければならない。

#### 2.3 研修

- 2.3.1 組織は評価及び研修手段に従い研修プランを計画しなければならない。

#### 2.4 記録

- 2.4.1 組織は適用可能な RTRS 管理連鎖要件全体の更新記録を維持する必要がある。
- 2.4.2 組織はすべてのレポートに対し、記録保管システムを導入する。購入・販売書類、研修記録、生産記録、生産統計もそれに含まれる。記録の保管期間は組織が決定するが最低 5 年間は保管される。

### 3 材料の供給

#### 3.1 供給者の有効化

- 3.1.1 組織は RTRS 投入材料を供給する登録業者リストを作成し、それを更新しなければならない。そのリストには次のような項目が含まれる。
- a) 供給業者情報 (業者名、住所、その他の情報)
  - b) 供給業者の RTRS 管理監査認証番号
  - c) 供給業者の管理連鎖認証範囲



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

3.1.2 組織は供給業者の RTRS の有効性と範囲少なくとも 6 か月ごと、または製品購入契約を締結時に評価する。

### 4 RTRS 認証投入材料の扱い

#### 4.1 投入材料の認識

4.1.1 組織は供給業者の請求書とその付属書類で次にあげる事項を確認しなければならない。

- a) 供給された RTRS 材料の量と供給業者の書類の間に違いがないか。非 GMO 大豆等も含む。
- b) RTRS 管理監査システムは個々の製品アイテム、または製品の総数で示されているか。
- c) 供給業者の RTRS 管理の監査認証番号が表示されている。

#### 4.2 重要管理点

4.2.1 組織は RTRS と RTRS 非 GMO 材料の混合や入違い、RTRS 認証済みと未認証材料の混合や入違う可能性がある重要管理点を認識する必要がある。認証申請団体が独立した第三者に活動を外注した場合にも含まれる。(例: 保管、輸送、その他の外注活動等)

4.2.2 同時に組織が RTRS 管理連鎖基準で 2 つ以上の RTRS 管理連鎖システムを導入している場合はすべての RTRS 管理の連鎖システムに関わる材料の重要管理点を認識、記録する必要がある。

4.2.3 組織は重要管理点が管理監査システムの項目要件に従って管理されていることを保証しなければならない。

#### 4.3 製品認識

4.3.1 組織は RTRS 声明付きで供給された材料のすべての請求書に次の情報が含まれていることを保証しなければならない。

- a) 組織情報 (例; 名前、住所、その他の情報)
- b) 顧客情報 (例; 名前、住所、その他の情報)
- c) 書類発行日
- d) RTRS または RTRS 非 GMO の情報を含む商品の詳細
- e) 販売商品数
- f) 使用された RTRS 管理連鎖システム
- g) 組織の RTRS 管理の連鎖認証番号

4.3.2 運搬用の書類が別に発行されている場合は請求書とリンクするための関連書類情報が必要。

4.3.3 組織は請求書が製品に添付されていない場合は関連運搬資料に 4.3.1 で挙げられた情報を含めなければならない。

### 5 声明と材料カウント

#### 5.1 カウント



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- 5.1.1 組織は主な生産工程を作成し文書化する。その生産工程には材料の数や重量の変更、実際の数を出すためにカウントされた部分的材料、それぞれの製造工程における変換数値が含まれる。それぞれの生産工程でカウントできない場合は全体の生産量でカウントすることもある。
- 5.1.2 組織は転換数値を計算するための方法を文書化する。生産工程に変更がある場合、または最低1年に一度はそれを更新しなければならない。
- 5.1.3 組織は RTRS データを記録するために材料カウントシステムを導入する。そこでは受領する投入材料の量と組織が供給した RTRS 製品の数量がカウントされる。そこには次の情報が含まれる。
  - a) 製品情報
  - b) RTRS 数量と RTRS 非 GMO 材料 (数量と重要)
  - c) RTRS 管理連鎖システム
- 5.1.4 組織は次の情報を含めた年間の統計を作成しそれぞれの製品タイプ、管理連鎖システムの供給量 (数量と重量) を提供する。
  - a) 受領した投入材料
  - b) 生産に使用した投入材料の量 (適用される場合)
  - c) 在庫にある投入材料
  - d) 在庫にある製品
  - e) 供給した製品
- 5.2 **RTRS 声明付きの供給製品**
- 5.2.1 RTRS コミュニケーションと声明方針で定められているように、RTRS 認証製品は販売及び輸送書類に RTRS 声明を添付する必要がある。



## **VIII. 項目の要件**

次の項 (VIII) では RTRS 管理連鎖システム項目が含まれている。組織は上記の VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件に加え少なくとも一つの項目を導入する必要がある。同時に複数の項目を導入することも可能である。

現在、次のような項目が有効である:

項目 A – マスバランスの管理の連鎖

項目 B – 隔離した管理の連鎖

項目 C – マルチサイト

項目 D – 非 GMO

項目 E – EU RED



## Module A. マスバランスの管理の連鎖システム:システム要件

### A.1 このシステムのねらい

#### A.1.1 適用性

A.1.1.1 この項目では (項目 A マスバランス管理の連鎖システム要件)RTRS 材料を法的に所有し顧客に RTRS マスバランス材料を供給する全組織に適用される。

A.1.1.2 この項目におけるすべての要件 (A) は VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件に加えて適用しなければならない。

A.1.1.3 この項目(A)で組織は供給連鎖の VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件を単一の物理的な場所で導入しなければならない。

#### A.1.2 管理の連鎖マネージメントシステムのねらい

A.2.3.1. 組織は継続的なカウントシステムや固定在庫期間数を確認しながら物理的な場所から顧客に供給された RTRS マスバランス材料と顧客が受領した RTRS マスバランスの量が一致すること保証しなければならない。

### A.2. 認証材料の扱い

#### A.2.1. 重要管理点

A.2.1.1. 組織が RTRS 管理の連鎖基準で同時に 2 つ以上の RTRS 管理の連鎖システムを導入している場合は RTRS マスバランスシステムに供給される材料が RTRS 認証材料であることを保証する必要がある。その材料は RTRS 管理の連鎖システムまたは RTRS の隔離した管理の連鎖システムを用いる組織からの供給でなければならない。

A.2.1.2 組織が RTRS 材料と非 GMO 製品を同時に扱う場合、マスバランスシステムに入る材料は区別してその流れを追跡できなければならない。またその材料は製品になっても追跡できなければならない。(項目 D を参照)

#### A.2.2. RTRS データの材料カウントシステム

##### 投入材料

A.2.2.1. RTRS データは投入材料の法的所有権を獲得し RTRS 関連情報が正しいと確認された後、材料カウントシステムに記録される。(参考資料 4.1.1 VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件)

A.2.2.2. 組織は受領した RTRS マスバランス投入材料の量(数と重量)を記録する。生産ユニットの変換数値または現在の製品数を記録する。

A.2.2.3. 生産工程または加工工程で副産品ができる場合、組織はその RTRS マスバランス投入材料の量(数と重量)を製品毎に記録する。

A.2.2.4. 受領した RTRS マスバランス投入材料に関連するデータがある場合は材料カウントシステムにこのデータも追加、記録しなければならない。

##### 製品



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- A.2.2.5. 生産工程または加工過程で副産品ができる場合、組織は顧客に供給した材料カウントシステムの中の副産品カテゴリーから RTRS データを差し引く。副産品から得たデータには RTRS は適用されない。
- A.2.2.6. 顧客に供給した RTRS 材料に関連したデータがある場合は材料カウントシステムの該当カテゴリーからもデータを差し引く。
- A.2.2.7. 非大豆、非大豆派製品、大豆を含まない製品には RTRS データを提供しない。バルク製品においては RTRS データは大豆、大豆派製品、大豆含有の割合にのみ適用される。

### A.2.3. RTRS データ割り当て

- A.2.3.1. RTRS データの入力と出力バランスは材料カウントシステムの一部として導入される。
- A.2.3.2. 組織は RTRS データを継続バランスシステムまたは固定在庫期間システムを利用する顧客に割り当てる。
- A.2.3.3. 割り当てられた RTRS 出力データの記録は明確に表示され維持、更新される。

### A.2.4. 継続的バランスシステム

- A.2.4.1. 継続的バランスシステムが導入されている間は物理的な場所かつオンタイムで RTRS マスバランス材料の量（数と重量）と製品の量がモニタリングされる。
- A.2.4.2. 継続的バランスシステム導入中、物理的な場所にある材料（数と重量）の量は材料カウントシステムの RTRS データと一致している（数と重量）ことを保証しなければならない。
- A.2.4.3. 継続的バランスシステム導入中、材料カウントシステムは停止しない。システムに記録された RTRS データのみが供給製品に割り当てられる。
- A.2.4.4. 継続的バランスシステム導入中、RTRS データはシステムに記録された日から 24 か月間有効である。組織が 24 か月以内に RTRS データを割り当てなければそのデータの期限は切れ、材料カウントシステムから削除される。

### A.2.5. 固定在庫期間

- A.2.5.1. 固定在庫期間中、1 年以内の RTRS マスバランス材料の入庫と出庫量（数と重量）のバランスが取れていることを保証する必要がある。
- A.2.5.2. 固定在庫期間中、在庫期間内であれば RTRS マスバランス購入輸送契約の証拠があればデータを入力せずに空欄にしておくことができる。
- A.2.5.3. 固定在庫期間中、期間内に使用されなかった RTRS データは次の在庫期間のデータとしてシステムに登録することができる。繰り越しされた RTRS データは 24 か月間有効である。割り当てられたデータが 24 か月分より少ない場合、データは失効する。
- A.2.5.4. 固定在庫期間が導入されている間、材料カウントシステムが稼働していることを保証する必要がある。在庫期間に材料カウントシステムに記録された RTRS データのみが供給製品割り当てられる。



## 項目 B. 隔離による管理の連鎖: システム要件

### システムの要約:

この項では RTRS 大豆の隔離による管理の連鎖システムの要件について扱う。RTRS 認証大豆では大豆派製品や大豆製品は RTRS 認証大豆と隔離して扱われる。このシステムによって RTRS 認証農地から大豆材料であることが確かめられる。RTRS 認証材料はその他の RTRS 認証材料と混合することもあるため、生産農家<sup>2</sup>にたどり着くためのトレーサビリティのために開発されたものではない。

### B 1 システムの狙い

#### B 1.1. 適用性

B 1.1.1. この項の要件 (項目 B 隔離による管理の連鎖: システム要件) は RTRS 材料の法的所有権を持ち、RTRS 隔離材料として顧客に材料を供給するすべての組織に適用される。

B 1.1.2. この項目(B)のすべての要件は VII 項目と共に供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件に適用される。

B 1.1.3. 組織は VII 項目の供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件とこの項(B)の要件を物理的な場所で適用する。

#### B 1.2. 管理の監査マネージメントシステムのねらい

B 1.2.1. 組織は顧客に供給した RTRS 隔離材料が保管中や運搬中も含め、常に物理的に非 RTRS 隔離材料から隔離されていたことを保証しなければならない。

### B 2 RTRS 認証材料の扱い

#### B 2.1. 重要管理点

B 2.1.1. 同時に組織が RTRS 管理連鎖基準で 2 つ以上の RTRS 管理連鎖システムを導入している場合、RTRS 隔離システム材料は RTRS 隔離管理システムを導入する組織から供給されたことを保証する必要がある。

B 2.1.2. 材料に RTRS 隔離声明を持つ商品のために RTRS 隔離と RTRS 非隔離材料を混合しないための効果的なシステムが考案されている。

*注: このシステムには割り当て調整(例: 非 RTRS 材料から RTRS 材料へ変更する場合、最初の供給製品は非 RTRS と選別される)等のシステムが含まれる。非 RTRS 材料で使用した機械や倉庫を一度空にするのもそのシステムの一つであるが清掃はこの項での要件にはなっていない。*

#### B 2.2. RTRS データの材料カウントシステム

##### 投入材料

---

<sup>2</sup> 管理の連鎖システムのアイデンティティ保護 (IP)のみがトレーサビリティを提供する。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

### B 2.2.1.

組織は投入材料の法的所有権を獲得し関連資料を確認（VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件の 4.1.1 を参照）した後、RTRS データを登録し材料カウントシステムに受領した RTRS 隔離投入材料の量（数と重量）を記録する。変換数値を利用して製品数、または製品の個数を調べて登録する。

### 製品

B 2.2.2. 組織は物理的に供給した材料に従って材料カウントシステムにから顧客に供給した RTRS データを差し引かなければならない。

### B 2.3. RTRS データの割り当て

B 2.3.1. 顧客へ割り当てた RTRS データは物理的に供給された製品と一致することを保証しなければならない。



## Module C. マルチサイトでの管理の監査: システム要件

### システムの要約:

マルチサイトの管理の連鎖システムは CoC 認証を受けるのに効果的な方法である。RTRS CoC 認証は同じ企業が管理する異なる場所で受けることができる。Coc RTRS システムの要件は隔離の場合もマスマランスの場合もそれぞれ個別の場所で適用される。企業には内部管理システム(ICS)と呼ばれる中央管理マルチサイトの CoC システムがあり、RTRS CoC 要件がすべての場所で導入されていることを保証する。ICS の一環として毎年監査が行われる。

認証団体は中央管理 ICS システムとその文書、及び参加サイトのサンプルを監査する。認証期間中 (5 年間) 認証団体は少なくとも一度は CoC マルチサイトに参加するサイトを監査する。

企業は複数のマルチサイト認証を所有することができる。特定の地形や地質、内部管理システムが異なり、中央管理システムが存在しない場所はそれぞれのマルチサイト認証が必要となる。

### C 1 このシステムのねらい

#### C 1.1. 適用性

C 1.1.1. この項目の要件 (項目 C. マルチサイトでの管理の監査: システム要件) はマルチサイトで RTRS CoC 認証を目指す会社に適用される。

C 1.1.2. この項目はサイトベースで管理の監査要件を達成するために開発された。ここでは次の項目が含まれる。項目 (A): マスマランス管理の連鎖、項目 (B): 隔離管理の連鎖、項目 (D): 非 GMO、項目 (E): EU RED。

#### C 1.2. 管理の連鎖システムのねらい

C 1.2.1. マルチサイト CoC システムには様々なタイプの活動、地理的エリア、Coc 管理システムが含まれる。(例 マスマランスシステムと隔離システム)

C 1.2.2. 企業は地理的な位置、エリアの数、マスマランスシステムの種類、マルチサイト管理の監査システムの活動範囲を定義する。

C 1.2.3. 企業は RTRS CoC 基準要件に参加する全サイトで基準が導入されていることを保証する。

### C 2 管理の連鎖マネージメントシステム

#### C 2.1. 責任

C 2.1.1. 企業内には RTRS 監査の連鎖要件の管理と導入のために中央で管理、文書化する内部管理システム(ICS)がある。

C 2.1.2. このシステムの代表者は項目 C のマルチサイトの管理の連鎖要件導入に必要な法的権限及び必要な技術支援を保有する必要がある。

C 2.1.3. 会社は認証団体によって発行された是正措置等、認証に関わる条件をすべて導入しなければならない。

C 2.1.4. 企業は参加しているどのサイトに対しても内部是正措置を発行する権限を持つ。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

C 2.1.5. 企業は参加要件を満たしていない、または認証団体が発行した是正措置が達成されていない等の場合、その参加サイトをマルチサイト CoC システムの目標から除外する権限を持っている。

### C 2.2. 研修

C 2.2.1. ICS の一環として企業は RTRS マルチサイト管理の監査要件を網羅する、参加サイト向けの研修を計画しなければならない。

### C 2.3. 記録

C 2.3.1. 企業はすべての参加サイトの記録をまとめて管理し、記録時に次の情報を含めて更新しなければならない。

- a) マルチサイト認証に含まれている参加サイトのリスト。名前、場所、サイト管理者、活動タイプ、マルチサイト管理連鎖プログラムに加盟した日の日付。
- b) それぞれの参加サイトが判断基準に達成していることを証明する内部監査の記録、適用される管理監査要件、そして追加のシステム要件。
- c) 管理の連鎖マネジメントシステム年間記録レポートとマネージメントレビュー (C4.1.5 参照)。
- d) マルチサイト管理の連鎖システムから除外された日とそのサイトが削除された理由。
- e) すべての参加サイトでの追加されたサイトの要約 (VII 供給連鎖のための管理の連鎖総合システム要件の 5.1.4 参照)。

### C 3 マルチサイト管理の監査システムへの参加

C 3.1.1. 企業は参加資格に関する明確な規則等を含む手順を作成し導入する必要がある。

C 3.1.2. 参加サイトは企業と法的または契約関係をもつ。

C 3.1.3. すべての参加サイトは RTRS 管理の連鎖要件の管理や導入のために内部管理システムに従わなければならない。

### C 4 内部監査

C 4.1.1. 企業はマルチサイト認証で参加が認められる **前**に内部監査をそれぞれのサイトで行わなければならない。

C 4.1.2. 企業は認証要件を継続的に達成していることを確認するため、それぞれのサイトで内部年間監査を行わなければならない。

C 4.1.3. 内部監査で不適正が発見された参加サイトは不適正を修正するための期間を示した是正措置をリクエストする。不適正が全体的なものか少数的かを認識する。

C 4.1.4. 全体的に不適正だと診断されればサイトは CAR が ICS で十分に扱われるまで、完全にマルチサイト認証から除外される。

C 4.1.5. 企業は内部監査結果に対し内部の管理の監査マネジメントシステム年間レポートを作成しなければならない。管理の連鎖管理システムにおける変更点についても同様。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

**C 4.1.6.** 管理の連鎖マネジメントシステム年間レポート(C4.1.5を参照)は討議され、見直され、企業の幹部及び参加サイトによって承認されなければならない。

**C 4.1.7.** マルチサイト管理の監査認証に新しいサイトが加えられる条件は次:

- a) 内部の初期監査でサイトが管理の監査項目の適用要件、および参加の追加要件を満たしている場合 (C4.1.1を参照); また
- b) サイトが認証団体(CB)に毎年提出するリスク アセスメントに参加している場合。
- c) 既存の管理の連鎖認証に同じタイプの別のサイトが含まれている場合。(例: 同じ管理の連鎖監査システム及び活動タイプ) もし同じタイプのサイトが認証目標の中に含まれていない場合は次回の CB による評価で良い結果を得た場合に追加される。

*注: 初期監査または年間訪問監査の後にサイトを認証目標に追加したが次回の年間訪問監査後にサイトが削除された場合は認証目標に含まれていなくても次回の訪問監査でそのサイトを評価する。これらの要件は管理の連鎖のための認定と認証 RTRS 基準で扱われている。*

### **C 5 リスク アセスメント**

**C 5.1.1.** CB による認証監査前に企業はマルチサイトシステム内のすべてのサイトでリスクアセスメントを行う。そこでは RTRS 大豆の混合や入違いを検査するためである。

**C 5.1.2.** 企業は初期監査前にリスク アセスメントを行わなければならない。

**C 5.1.3.** リスク アセスメントは作業に変更点が生じた場合、またはマルチサイト認証に新しいサイトが加わった場合等に更新する。



## 項目 D. 非-GMO 管理の連鎖: システム要件

### システム要件:

この項では RTRS 非-GMO 大豆の物理的供給連鎖について扱う:いわゆる大豆、大豆派製品と RTRS 認証大豆製品、同時に RTRS により非-GMO の認証を受けている製品。

またこの項目には非-GMO 大豆生産者（栽培者）の特別セクションを含む。生産者を含む供給連鎖のための要件も含まれる。生産者はステータスを維持するために非 GMO 材料を供給連鎖の全段階でその他の製品から隔離しなければならない。

この文書では RTRS CoC 国の材料バランスまたはマスバランス要件（項目 A）、RTRSCoC 隔離要件（項目 B）、供給連鎖について扱う。RTRS 非 GMO とその他の非 GMO 大豆材料が混合する場合、RTRS データはマスバランスベースで割り当てられる。非 GMO ステータスの材料が GMO 材料に割り当てられることはない。

### D 1. システムのねらい

#### D 1.1. 適用性

D 1.1.1. この項目(項目 D 非 GMO 管理の連鎖:システム要件) は RTRS 材料の法的所有権を持ち、RTRS 非 GMO 認証投入材料を顧客に供給しているすべての組織に適用される。

#### D 1.2. 非 GMO マネージメントシステムのねらい

D 1.2.1. 組織は RTRS 非 GMO 認証材料が物理的に隔離されて供給されたことを保証しなければならない。（GMO 材料やその他の材料からの隔離。保管または運搬中も含む。）国の材料バランス項目、項目 A（マスバランス）または項目 B（隔離供給連鎖）の供給連鎖認証に適用される。

D 1.2.2. 非 GMO 項目がグループやマルチサイト認証基準で使用されている場合、グループの責任者とメンバー全員がこの要件を達成しなければならない。

### D 2. 栽培と収穫 (大豆生産者にのみ適用)

#### D 2.1. 大豆生産者のための要件

D 2.1.1. 大豆栽培者は種またはその他の農業投入材料は非 GMO であることを確認しなければならない。

D 2.1.2. 組織は購入した種の出産地、請求書、その他購入時の重要な書類を保管する必要がある。自分の農家の種を使用する場合、オリジナルの種の記録を保管しなければならない。

D 2.1.3. GMO プロットや他の生産者と機械 (田植え機、収穫期、運搬に使用する機械) を共有する場合は非 GMO プロットで使用する前にすべての機械を完全に洗浄しなければならない。

D 2.1.4. 非 GMO 大豆を栽培する組織は GMO 生産者と協力して GMO 作物栽培地と安全な距離を維持し必要な場合は GMO 材料が飛散することを防ぐために柵等を設置する必要がある。(RTRS 生産基準の指数 5.10.1 を参照)

D 2.1.5. 収穫後の大豆には 0.9%以上の GMO 残留物は含まれるべきではない。(顧客が指定、または法律で明記されている場合はそれ以下)



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

注: GMO DNA が国で許可されていない場合は少量でも含まれていてはいけない。GMO DNA を許可しない国では容認レベルは存在しない。

### D 3. 非 GMO ステータステスト(大豆生産者と供給連鎖に関わる全ての組織に適用される)

#### D 3.1. 大豆生産者と供給連鎖の要件

D 3.1.1. 組織は供給する大豆の GMO ステータスを確認するために収穫時にポリメラーゼ連鎖反応 (PCR) のテストを各農家で行う。サンプリングと非 GMO ステータスを保証するため、このテストは第三者が行う。GMO DNA をテストは適切な試験場で実施しなければならない。PCR テストを行う試験場は認定団体によって認可されていなければならない。

D 3.1.2. 管理の連鎖にのみ適用: 組織はポリメラーゼ連鎖反応を用いて供給する大豆材料、または自分の農家の GMO を証明しなければならない。GMO DNA をテストを行うのは適切な試験場でなければならない。PCR テストを行う試験場は認定団体によって認可されていなければならない。

注: 生産から販売までを行う小規模農家の場合、生産者は収穫時に GMO 材料のテストを行う責任はない。この場合は最初の購入者がテストを行う。

D 3.1.3. サンプルはプロットごとの全体生産量の 15%以上、800 トンにつき 1 つ以上で行う。サンプリングを行うために生産者は少なくともプロットごとの生産量の 15%、800 トンにつきサンプルを 1 つとらなければならない。

例: A プロット生産者 10,000 トン → サンプルサイズ: 1,500 トン (15%)。2 つのサンプルをとる。a) 0 から 800 トン b) 801 から 1,500 トン。

D 3.1.4. 投入材料の GMO を調べるために扱い、輸送、保管、加工段階で正式なリスク アセスメントを行う必要がある。

D 3.1.5. 供給された投入材料に混入された GMO DNA の存在が 0.9%以下 (または顧客の依頼がある場合、法律で指定されている場合はそれ以下) であることを保証しなければならない。

注: GMO DNA が国で許可されていない場合は少量でも含まれていてはいけない。GMO DNA を許可しない国では容認レベルは存在しない。

D 3.1.6. DNA が欠陥している、またはそれを確定できない場合は隔離システムによって材料の非 GMO を証明する必要がある。

### D 4. 材料の扱い (大豆生産者と供給連鎖に関わる組織)

#### D 4.1. 重要管理点

D 4.1.1. 同時に組織が非 GMO 製品と GMO 製品、ステータス不明の製品を扱う場合 RTRS 非 GMO システムは RTRS 非 GMO 要件を満たしていることを保証しなければならない。

D 4.1.2. 組織はその他の非 GMO 材料と混合する前に文書やテストによって非 GMO ステータスを確認しなければならない。

#### D 4.2. RTRS データのための材料カウントシステム

D 4.2.1. 非 GMO データは GMO 製品またはステータス不明の製品に割り当ててはいけない。割り当てられた場合、その材料は非 GMO ステータスを失う。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

- D 4.2.2. RTRS データに隔離管理監査システムが適用されている場合、顧客に割り当てられた RTRS データは（RTRS 認証や非 GMO ステータスも含む）供給した製品と一致していることを保証しなければならない。項目 B の管理の連鎖基準も適用される。
- D 4.2.3. RTRS データにマスバランス管理監査システムが適用されている場合、原料の原産地が RTRS 認証農場ではなくても持続性の特徴（RTRS 認証ステータスを含む）が非 GMO 材料に割り当てられることもある。項目 A の管理の監査基準も適用される。

*注: 非 GMO データは GMO 製品または RTRS マスバランスシステムでステータス不明の製品に割り当てることができない。*



## 項目 E. RTRS EU RED マスバランス管理の連鎖: システム要件

### システム要約:

大豆、大豆派製品、大豆製品を EU バイオ燃料市場に供給を考えている企業は項目 A では扱われていない、追加事項を含むマスバランスシステムを導入する必要がある。供給連鎖に関わる組織は管理の連鎖要件に加え、RTRS EU RED 供給連鎖のための従属要件を満たしていなければならない。RTRS EU RED 従属声明は供給連鎖の RTRS EU RED 従属要件で示された特別な場合のみ発行される。

### E.1 システムの狙い

#### E.1.1. 適用性

E.1.1.1. この項目の要件 (項目 E. RTRS EU RED マスバランス管理の連鎖: システム要件) は EU バイオ燃料市場へ的大豆や大豆製品の供給を考えている企業、または顧客に RTRS EU RED データを提供する企業に適用される。

E.1.1.2. この項目は項目 (A): マスバランス管理の監査、供給連鎖のための RTRS EU RED 従属要件とともに適用されなければならない。

E.1.1.3. この項目は項目 (C): マルチサイトの管理の連鎖と共に適用されることもある。

#### E.1.2.2. 管理の連鎖マネージメントシステムの狙い

E.1.2.1. E.1.2.1 組織は物理的な場所から顧客に供給された RTRS EU RED マスバランス材料と顧客が受領した RTRS EU RED マスバランス材料が一致していることを保証する必要がある。

### E.2. RTRS 認証材料の扱い

#### E.2.1. 重要管理点

E.2.1.1. 組織が同時に 2 つ以上の RTRS 管理の連鎖システムを扱う場合、RTRS EU RED マスバランスシステムが RTRS EU RED マスバランスシステム管理の連鎖システム、または隔離管理の連鎖システムを扱う組織の RTRS 認証を受けていることを保証する必要がある。

#### E.2.2 固定在庫期間 (項目 A のマスバランス管理の連鎖の A2.5 の代替)

E.2.2.1 経済オペレータが RTRS マスバランス認証を受領した後、最初のマスバランス在庫期間は最後の収穫期にさかのぼって計算される。また別の収穫に重ならず、2 か月までなら将来にむけて適用することもできる。最初の在庫期間は 12 か月を上回ることとはどんな状況でも存在しない。

E.2.2.2 最初の在庫期間が終了した後、RTRS マスバランス材料の在庫量と出庫量 (数量と重量) は 3 か月未満の在庫の中で調整されていることを保証しなければならない。

E.2.2.3 供給連鎖のオペレータ (収穫、加工、供給) は最初の認証をうける際、CB に在庫の期間を申告しなければいけない。

E.2.2.4 固定在庫期間中に作業が行われている場合、組織は供給した RTRS 材料の出庫量をカバーするために RTRS マスバランスが輸送契約を提携中だという証拠があれば空白にしておくことも可能である。



## ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND

**E.2.2.5.** 固定在庫期間中、在庫期間の最後に出庫材料として割り当てられなかった RTRS EU RED データは次の期間の在庫として使用するために材料カウントシステムに移動、登録することも可能である。移動した RTRS EU RED データはその材料が物理的な場所にある期間有効である。

**E.2.2.6** 固定在庫期間期間中、組織は材料カウントシステムが稼働していることを確認しなければならない。在庫期間に材料カウントシステムに登録された RTRS データのみが（前の在庫から移動したデータも含む）在庫期間に供給用に割り当てられる。

**E.2.2.7** 組織は RTRS EU RED 従属製品は RTRS EU RED コミュニケーション声明と方針で定められているように、販売及び運搬書類に正しい RTRS 声明を添付して供給しなければならない。



**ROUND TABLE ON RESPONSIBLE SOY ASSOCIATION (RTRS)**

UTOQUAI 29/31 | 8008 ZURICH, SWITZERLAND